

《今までの経緯》

- 9月3日(月)
 - 9:30 環境省職員4名が市役所へ来庁し、市長と副大臣の面会を依頼
 - 10:00 県知事と副大臣の面会(県庁)
 - 副大臣から知事へ矢板市が最終処分場候補地となったことを伝達
 - 市長と副大臣の面会(市庁舎)
 - 副大臣から市長へ矢板市が最終処分場候補地となったことを伝達
 - 市長から副大臣へ受け入れ拒否を表明
- 12:00 市長の緊急記者会見
最終処分場の受け入れ拒否を表明
- 13:00 臨時課長会議の開催
全課長へ副大臣との面会内容および受け入れ拒否の姿勢を伝達
- 14:00 市議会は臨時の議員会を開催し、受け入れ反対を確認
- 9月4日(火)
 - 県は庁内全部署を横断的に網羅する連絡会議を発足
 - 塩谷町も受け入れ反対を表明
 - 塩野谷農業協同組合も臨時理事会を開催し、反対を確認
- 12:00 西部地区区長会(塩田・倉掛・片俣・合会・幸岡)緊急会議
夜 塩田行政区緊急役員会 建設反対を決定
- 9月5日(水)
 - さくら市全員協議会でさくら市長が受け入れ反対を表明
- 9月6日(木)
 - 19:00 市が5行政区(塩田・倉掛・片俣・合会・幸岡)への状況説明会を開催
- 9月7日(金)
 - 矢板市議会定例会「白紙撤回を求める意見書」を可決
(意見書を首相、環境相らに送付)
 - 16:00 市区長会臨時役員会で反対活動と13日の区長会開催を確認
- 9月9日(日)
 - 夜 塩田行政区臨時総会
 - ・指定廃棄物最終処分場設置反対同盟を結成
 - ・設置反対の署名活動と看板作りの開始
- 9月10日(月)
 - 17:00 市長と知事の会談(市庁舎)
 - ・市長は知事へ反対運動を組織的に展開することを表明
- 9月13日(木)
 - 塩谷町議会で「白紙撤回を求める意見書」を可決
 - 19:00 市区長会全体会
- 9月14日(金)
 - 13:30 環境省主催の候補地選定過程に係る市町担当者説明会(県庁)
- 9月19日(水)
 - さくら市議会で「白紙撤回を求める意見書」を可決
- 9月24日(月)
 - 19:00 「指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を求める矢板市民同盟会」設立会議【市文化会館大ホール】

9月3日(月)、環境省から矢板市塩田字大石久保地内の国有林野約4haに放射性物質に係る指定廃棄物の最終処分場を建設するとの発表がありました。この最終処分場の概要は、指定廃棄物を埋め立てる遮断型構造であり、さらに、農林業系副産物である可燃性指定廃棄物を焼却する仮設焼却炉も設置する計画であるとのこと、そして平成25



年度から建設を始め、平成26年度からの稼働を目指すというものです。



指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を求める矢板市民同盟会 設立

9月24日(月)、文化会館大ホールで、市民同盟の設立会議が行われました。約1,500人の参加者と共に候補地決定の白紙撤回を求め、一丸となって行動していくことが決議されました。

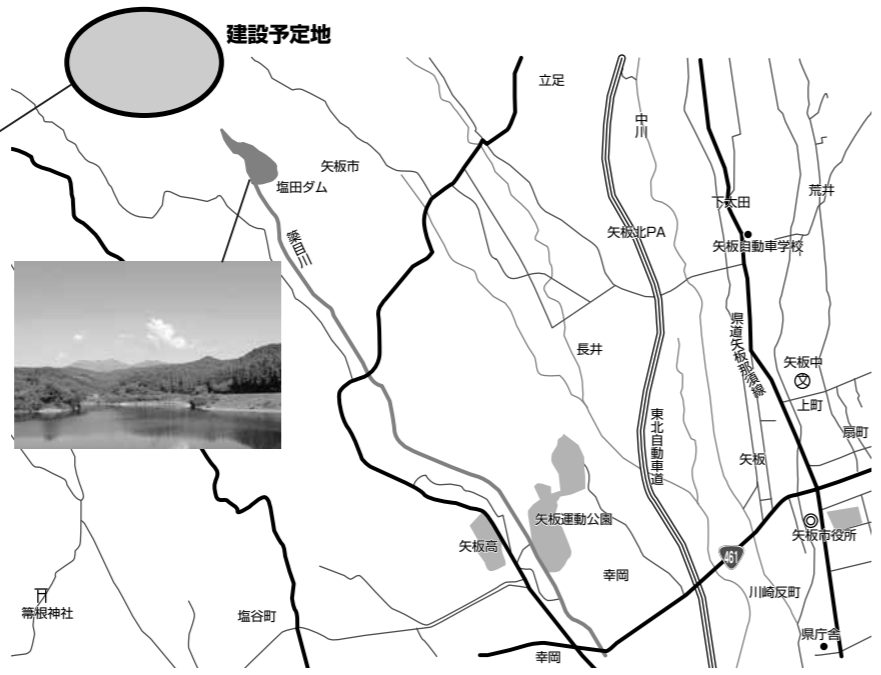
市長コメント



去る9月3日(月)、環境副大臣が来庁し、「放射性物質汚染指定廃棄物最終処分場」の建設候補地を、矢板市塩田字大石久保の国有林野に指定したことを知らされた。あまりに突然のこと、まったく寝耳に水であり、驚きと怒りを覚えた。極めて重大な話を突然に伝えるような地元矢板市を無視した環境省のやり方はひどすぎる。「いかなる説明があろうとも、到底受け入れることはできない。」「はきりとお断りします。」と即座に拒絶いたしました。どうしても納得できないことは、最終処分場がなぜ矢板市なのかということ。矢板市は、環境省の放射線量汚染状況重点調査地域に指定され、国の示す基準値0.23マイクロシーベルトより高い地域である。市民は不安と恐怖で神経質になっており、これを払拭するためにモタリング調査や除染作業に取り組み、市民一丸となって懸命に努力しているところである。こうした

市民の思いを全く無視した今回の選定は、断じて受け入れられないものではない。矢板市は、福島原発事故の被災地域なのである。また、最終処分場の安全性の問題がある。処分場付近は、地下水や水道水源地帯であり、健康への影響、農業への影響は計り知れないものがある。さらには、活断層についての判断のあいまいさがある。候補地付近には、関谷断層がある。文部科学省は活断層として認めているが、環境省は推定活断層としている。また今回の候補地選定方針には、除外する地域等として活断層、推定活断層近接地域とされているにもかかわらず、塩田字大石久保を候補地として選定したことは矛盾がある。埋立地は、遮断型埋立構造として安全であるとしている。しかし、8000ベクレル以上あるいは、10万ベクレル以上の県内全域の指定廃棄物を埋立て、この量が9000トンにもおよび、これから先50年、100年と永久に存在するわけであるから、コンクリートの劣化や立入禁止区域となることによる風評被害は、矢板市に甚大な影響をもたらすことになる。候補地選定にあつての客観性や安全性をいくら丁寧に説明されても、指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を市民の総意として求めていかなければならない。

矢板市長 遠藤 忠



指定廃棄物とは？
放射性物質汚染対処特措法で、放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8000ベクレルを超える灰や汚泥などのこととしています。これらの指定廃棄物は、国が最終処分場を建設するなどして発生した都道府県内で処分することとなっています。